

豊中市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市が発注する工事契約の履行に係る工事成績の評定に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、工事の品質の確保を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象)

第2条 工事成績の評定は、工事請負費の予算費目で実施する1件の設計金額が500万円以上の工事（技術的な評価を要するものにあつては130万円以上の工事）を対象として行うものとする。ただし、総務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）が特別な理由があると認めた場合は、評定の実施を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員（契約の適正な履行の確保に必要な監督を行うため、工事主管部課長から工事の監督を命じられた職員をいう。以下同じ。）
- (2) 主任監督職員（監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行うため、工事主管部課長から工事の監督を命じられた職員をいう。以下同じ。）
- (3) 検査職員（契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため、契約検査課主幹（総務部長から検査を命じられた職員に限る。）又は契約検査課長から検査を命じられた職員をいう。以下同じ。）

(評定の方法等)

第4条 評定は、監督又は検査において確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定者は、工事ごとに契約検査課長が別に定める成績評定基準に基づいて厳正かつ的確な評定を行い、成績評定書を作成するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定は、監督職員及び主任監督職員にあつては工事完成時に、検査職員にあつては竣工検査実施時に行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 監督職員及び主任監督職員が作成した成績評定書は、検査時までに検査職員に提出するものとする。

- 2 検査職員は、成績評定書の評定点の合計（工事の評定点）を算定したうえ、成績評定書を契約検査課長に提出するものとする。
- 3 契約検査課長は、前項の規定による成績評定書の提出があつたときは、当該成績評定書を速やかに工事主管部長に送付するものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第7条 工事主管部長は、前条第3項の規定による成績評定書の送付があったときは、評定結果を速やかに当該契約の相手方(以下「受注者」という。)に通知するものとする。

2 契約検査課長は、評定結果を当該評定結果に係る工事の検査を行った日の属する月の翌々月の10日までに公表するものとする。

3 前項の規定による公表は、工事成績評定結果表により行うものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日(14日目が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その翌日とする。)以内に、成績評定結果に関する説明請求書を市長に提出することにより、評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事主管部長は、前項の説明請求書の提出があったときは、契約検査課長と協議のうえ評定結果に関する説明請求に対する回答書を作成し、その内容を当該提出者に通知するものとする。

(再説明請求等)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた受注者は、その内容について疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日(14日目が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その翌日とする。)以内に、成績評定結果に関する再説明請求書を市長に提出することにより再説明を求めることができる。

2 工事主管部長は、前項の再説明請求書の提出があったときは、契約検査課長と協議のうえ評定結果に関する再説明請求に対する回答書を作成し、その内容を当該提出者に通知するものとする。

3 工事主管部長は、前項の規定による回答書の作成に当たっては、あらかじめ次条に定める豊中市工事成績評定評価委員会の意見を聴かなければならない。

(豊中市工事成績評定評価委員会)

第10条 工事成績評定の評価に関する事項を審査するため、豊中市に豊中市工事成績評定評価委員会を設置する。

2 豊中市工事成績評定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(細目)

第11条 この要領に定めるもののほか、契約検査課が行う工事の契約に係る成績評定に関し必要な事項は、契約検査課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施し、この要領による改正後の豊中市工事成績評定要領の

規定は、この要領の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する公共工事（一般競争入札により契約を締結する公共工事にあつては、実施日以後に当該一般競争入札の公告を行う公共工事）から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施し、この要領による改正後の豊中市工事成績評定要領の規定は、この要領の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する公共工事（一般競争入札により契約を締結する公共工事にあつては、実施日以後に当該一般競争入札の公告を行う公共工事）から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から実施し、この要領による改正後の豊中市工事成績評定要領の規定は、この要領の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する公共工事（一般競争入札により契約を締結する公共工事にあつては、実施日以後に当該一般競争入札の公告を行う公共工事）から適用する。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から実施する。

豊中市工事成績評定要領 様式

様式番号	様式名
様式第1号	工事検査結果通知書
様式第1-1号	工事検査結果通知書（竣工）
様式第1-2号	工事検査結果通知書（一部竣工・既済部分・清算）
様式第1-3号	工事成績評定結果表
様式第2号	成績評定結果に関する説明請求書
様式第3号	成績評定結果に関する説明請求に対する回答書
様式第4号	成績評定結果に関する再説明請求書
様式第5号	成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書

様式第1号

令和 年 (第 号) 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

豊中市長 印

工事検査結果通知書

貴社の下記の工事は、完成検査に合格したので通知します。

貴社が受注した工事について、豊中市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
この評定結果に疑義があるときは、その疑義の旨を付して、この書面を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その翌日とする。）に書面により、説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問合せ先は、下記のとおりです。

記

1. 契約番号	
2. 工事名称	
3. 工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 完成検査年月日	令和 年 月 日
5. 成績評定 評定点	〇〇点 (項目別評定点は、別紙1のとおり)
6. 送付先 及び問合せ先	〒561 - 8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市〇〇部〇〇課〇〇係 宛

TEL 06-6858-〇〇〇〇 (直通)

別紙1

契約番号

工事名

項目別評定表

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般 II 配 置 技 術 者	／7.4
2. 施 工 状 況	I 施 工 管 理 II 工 程 管 理 III 安 全 対 策 IV 対 外 関 係	／33.6
3. 出来形及び 出来栄え	I 出 来 形 II 品 質 III 出 来 栄 え	／40.8
4. 工 事 特 性	I 施 工 条 件 へ の 対 応	／7.3
5. 創 意 工 夫	I 創 意 工 夫	／5.7
6. 社 会 性 等	I 地 域 へ の 貢 献 等	／5.2
7. 評 定 点 計		／100
8. 法 令 遵 守 等 (減点のみ)		
評 定 点 合 計		／100

様式第1-1号

令和 年 (第 号
月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

豊 中 市 長 印

工事検査結果通知書 (竣工)

貴社の下記の工事は、完成検査に合格したので通知します。

記

1. 工事名称	
2. 工事場所	
3. 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 契約金額	円
5. 完 成 日	令和 年 月 日
6. 検 査 日	令和 年 月 日

様式第1-2号

令和 年 (第 号
月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

豊中市長 印

工事検査結果通知書

(一部竣工・既済部分・清算)

貴社の下記の工事の指定部分は、完成検査に合格したので通知します。

記

1. 工事名称	
2. 工事場所	
3. 工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 契約金額	円
5. 指定部分完成日	令和 年 月 日
6. 検査日	令和 年 月 日

様式第2号

年 月 日

豊 中 市 長 様

受注者名 ⑩

成績評定結果に関する説明請求書

令和 年 月 日付け工事検査結果通知書の成績評定結果について、下記により説明を
求めます。

記

1. 工事名称

2. 説明請求の理由

(備考) この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成できるものとする。

令和 年 (第 号) 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

豊中市長 印

成績評定結果に関する説明請求に対する回答書

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明に疑義があるときは、その疑義の旨を付して、この書面を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その翌日とする。）に書面により、再説明を求めることができます。

疑義の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問合せ先は、下記のとおりです。

記

1. 工事名称

2. 説明請求に対する回答

問合せ 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市〇〇部〇〇課〇〇係
TEL 06-6858-〇〇〇〇 (直通)

様式第4号

年 月 日

豊 中 市 長 様

受 注 者 名 ⑩

成績評定結果に関する再説明請求書

令和 年 月 日付け工事検査結果通知書の成績評定結果について、令和 年 月 日付けの評定結果に関する説明書で説明を頂きましたが、下記により再度の説明を求めます。

記

1. 工事名称

2. 説明請求の理由

(備考) この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成できるものとする。

様式第5号

令和 年 (第 号) 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者職氏名 様

豊 中 市 長 印

成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められていました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名称

2. 疑問に対する回答

問合せ 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市〇〇部〇〇課〇〇係
TEL 06-6858-〇〇〇〇 (直通)